

レバノン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘴託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) ) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 嘴託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期間※	先例なし	6箇月	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。